

## 通行止めに伴う乗り継ぎ料金調整について

通行止めにより高速道路を一旦流出し、一般道を迂回して再度同一方向に乗り継がれるお客さまにつきましてはご利用料金の調整をいたします。ご利用にあたっては一旦流出するインターチェンジでお渡しする「高速道路通行止め乗継証明書」を乗り継ぎ後の最初の出口料金所で、乗り直した料金所にて発行した「入口通行券」と一緒に係員に提出していただくと、所定の調整方法により算出した調整料金となります。

また、ETCをご利用のお客さまは、全行程で同一のETCカードをご利用のうえ、通常どおり料金所のETCレーンを通りしてください。この場合でも原則として直通走行(最初の流入ICと乗り継ぎ後の最初の流出IC間)に適用されるETC時間帯割引が適用されたこととして、料金の乗り継ぎ調整が行われます。(ご利用時は調整前の料金表示となりますが、請求時にはご利用区間に応じた調整後の料金で請求させていただきます。)

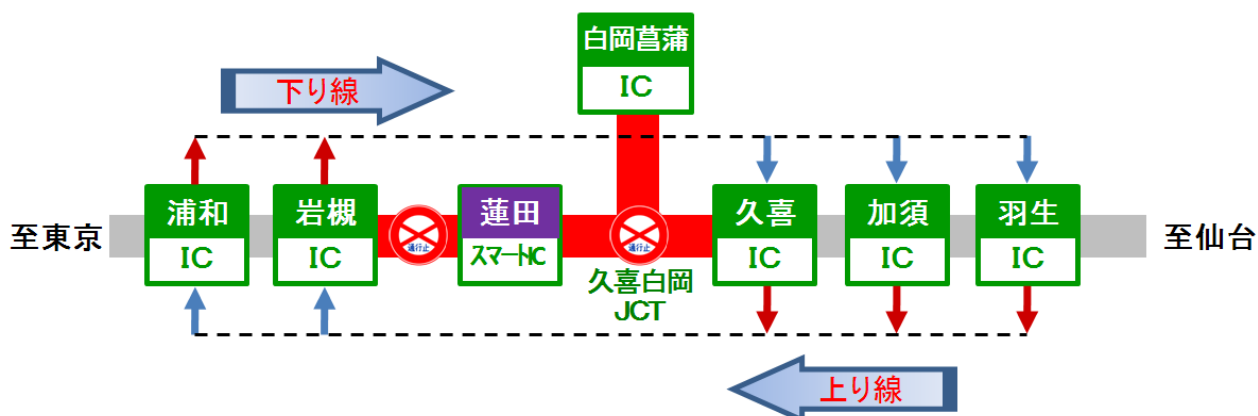
### ◆ 乗り継ぎ調整対象料金所

(上り線:東京方面)久喜 IC・加須 IC・羽生 IC で流出

⇒ 岩槻 IC・浦和 IC から再流入

(下り線:仙台方面)岩槻 IC・浦和 IC で流出

⇒ 久喜 IC・加須 IC・羽生 IC から再流入



### ◆ 乗継調整に関する注意事項

- ・ 対象ICから流出後、上記乗り継ぎ調整対象料金所から再流入してください。
- ・ 対象ICから流出された直後に通行止めが解除された場合には、流出されたICから再度流入されても乗継調整を行います。
- ・ 迂回のため下り線(仙台方面)の浦和インターチェンジで流出するお客さまは、乗継証明書は発行されませんので、流出される時に係員にその旨(再度同一方向に乗り継がれる)をお申し出ください。その場で料金を調整します。